**４ 個別保健事業の実施内容**

鶴ヶ島市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）

　及び第３期鶴ヶ島市特定健康診査等実施計画中間評価概要

**２　中間評価**

●実施時期

　令和２年度（計画策定の中間年度）

●目的

　計画全体並びに個別保健事業の実績等を振り返り、データ分析等をもとに目標達成状況や実施内容を評価。計画期間の後半により効果的な保健事業を推進できるよう見直しを行う。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 個別事業名 | 取り組み内容 | 評価指標・目標 | 達成状況 |
| １ 特定健康診査受診率向上対策事業 | ・受診勧奨通知の送付（年代別から特性別）  ・人間ドック、職場健診等の健診結果の収集 | 受診率  ４４％ | 達成  ４４．１％ |
| ２ 特定保健指導実施率向上対策事業 | ・電話、通知による利用勧奨  ・指導を受けやすい環境の整備 | 利用率  ３０％ | 未達成  １７．０％ |
| ３ 生活習慣病重症化予防対策事業 | ・受診勧奨（糖尿病リスク保有者・治療中断者）  ・保健指導（糖尿病性腎症重症化リスク保有者）  ・継続支援（保健指導修了者） | 透析移行者数  ０人 | 達成  ０人 |
| ４ 循環器疾患、  がん予防対策事業 | ・受診勧奨値以上の者への健康相談  ・がん検診精密検査対象者への受診勧奨  ・がん検診の周知及び受診しやすい環境整備 | 特定健康診査受診者の中で血中脂質（LDLコレステロール値）が受診勧奨値以上の者の割合  ２０％未満 | 未達成　　　30.6％ |
| ５ 医療費適正化事業 | ・医療費通知の発送  ・ジェネリック医薬品利用差額通知の発送  ・頻回受診・重複服薬者への個別指導 | ジェネリック医薬品数量シェア80％ | 達成  81.2％ |

※評価指標・目標は令和元年度の数値

**３　健康課題の把握**

・男性、女性ともに平均寿命が延伸。

（男性81.03歳から81.72歳　女性86.85歳から86.98歳）

・女性の悪性新生物の標準化死亡比が増加。（92.7から101.8　※全国:100）

・女性の心筋梗塞の標準化死亡比が増加。（109.3から135.6　※全国:100）

・心筋梗塞の１人当たりの医療費が増加。（1,163円から1,667円）

・人工透析の患者数が増加。（6３人から78人）

・特定健康診査受診率、特定保健指導実施率が上昇。

（受診率38.8％から44.1％　実施率13.6％から17.0％）

・内臓脂肪症候群の割合が増加、内臓脂肪症候群予備群の割合が減少。

（内臓脂肪症候群15.2％から17.1％

内臓脂肪症候群予備群　12.0％から11.9％）

・男性のＬＤＬコレステロール有所見者の状況が減少。

（114.4から111.7　※全国100）

●国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）の概要

　健康・医療情報を活用し、ＰＤＣＡサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための事業の全体計画

●第３期特定健康診査等実施計画の概要

　メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査、特定保健指導の実施計画

●目的

　被保険者の健康寿命の延伸、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病の発症予防と重症化の抑制及び医療費適正化

●計画期間　平成３０年度～令和５年度

　　　　　　（両計画とも相互に連携する必要があるため一体的に策定）

**１　鶴ヶ島市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）**

**及び第３期鶴ヶ島市特定健康診査等実施計画**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 個別事業名 | 見直し内容 | 今後の取り組み内容 | 最終目標（令和５年度） |
| １　特定健康診査受診率向上対策事業 | ・対象者の特性に応じ、幅広い対象者へ勧奨を行う。 | ・人工知能を用いて対象者の性格や受診状況等を分析し、特性に応じて、数パターンの勧奨通知を送付。  ・継続未受診者の分析を実施。医療（生活習慣病）ありの対象者を  受診率につなげる方策を検討。  ・人間ドック、職場健診等の結果の収集。 | 特定健康診査受診率  ６０％ |
| ２　特定保健指導実施率向上対策事業 | ・特定保健指導委託医療機関等数を増やす。 | ・電話、通知による利用勧奨の継続。  ・前年度保健指導対象者に健診前に架電等で生活改善のためのアド  バイスを実施。 | 特定保健指導実施率  ６０％ |
| ３　生活習慣病重症化予防対策事業 | ・他市医療機関の相互乗り入れを実施し、対象者を拡大  して事業参加者の増加を図る。 | ・医療機関への事業周知及び主治医からの受診勧奨の実施。  ・事業参加者の継続的な支援の実施。 | 保健指導後の人工透析移行者０人 |
| ４　循環器疾患、がん予防対策事業 | ・特定保健指導対象者以外で、服薬の必要性があると考えられる検査値以上の者に受診勧奨を行う。  ・人間ドック受検者の検査結果を把握し、特定保健指導を実施する。 | ・LDLコレステロールに着目した健康教室、健康相談を実施していく。（特定保健指導実施率向上対策事業より移行）  ・がん検診の検査内容と必要性を訴求するチラシの作成。  ・がん検診精密検査対象者への受診勧奨通知送付の継続。  ・人間ドックの制度の周知及び受診勧奨。 | 特定健康診査受診者の中で血中脂質（LDLコレステロール値）が受診勧奨値以上の者の割合  20％未満 |
| ５　医療費適正化事業 | ・埼玉県国民健康保険団体連合会と協働し、重複服薬、多剤投与者対策事業に取り組む。 | ・ジェネリック医薬品利用差額通知の対象範囲を拡大し通知。  ・埼玉県国民健康保険団体連合会が抽出する資料を活用し、頻回受診、重複服薬者へ周知。 | ジェネリック医薬品の  数量シェア率  ８０％以上 |

※概要版のため取り組み事業の一部を抜粋しています。

**６　計画の最終評価**

**５　個別保健事業の見直しと今後の方向性**

・令和５年度に、計画に掲げた目的・目標の達成状況の最終評価を行い、次期計画に反映させていく。